

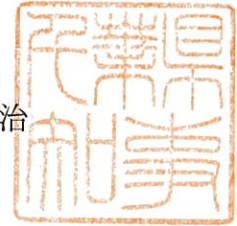


申 請

平成26年10月9日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍晋三様

千葉県知事 鈴木栄治



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
平成26年3月19日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

千葉県佐倉市、君津市、富津市において産出されたしいたけ（佐倉市、富津市については露地、君津市については露地又は施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、別紙の「千葉県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

- 2 解除を申請する理由

別紙1、2、3参照

別紙 1

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された千葉県佐倉市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「千葉県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理」（以下、県栽培管理という）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

2 経過及び解除申請の理由

平成 23 年 12 月 21 日に、佐倉市産原木しいたけ（露地栽培）1 検体を検査した結果、暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性セシウム（660Bq/kg）が検出されたため、同年 12 月 22 日に国から出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、指標値を超過したほだ木を汚染度の低い原木に入れ替えるとともに、県栽培管理によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

佐倉市内の露地栽培生産者 1 名（4 名中 1 名）のほだ場について、県栽培管理に基づいた管理が確認できたことから、植菌年、伐採箇所、管理方法等が同一のほだ木を 1 ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを 1 ロットとして、しいたけ発生前ほだ木及びしいたけの検査を実施した。

検査の結果、露地栽培のしいたけ（3 検体）は平均値 21Bq/kg、最大値 24Bq/kg で、すべて基準値を大幅に下回り、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 千葉県佐倉市における管理計画

（1）県栽培管理の実施

ア 生産者の管理

千葉県は佐倉市と連携し、佐倉市内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新する。

イ 県栽培管理に即した生産の実施

千葉県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理により、佐倉市内で原木しいたけ生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

ウ 県栽培管理の概要（必須項目）

（ア）原木の検査

- a 指標値以下の原木を使用する。
- b 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置く。

（イ）低減対策の実施（a 又はbを実施する）

- a ほだ木はブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面に付けない。
- b ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。

（ウ）しいたけ発生前ほだ木の検査

指標値以下のほだ木を使用する。

（エ）しいたけの検査

一般食品の基準値以下であることを確認する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

（2）出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

千葉県と佐倉市は、出荷制限解除後の佐倉市産原木しいたけの出荷について、県栽培管理に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な佐倉市産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理に即した生産を確認できた佐倉市内の生産者に対し、佐倉市が証明書を発行するとともに、千葉県と佐倉市は、HP へ登録者氏名・住所を公表し、JA、直売所、卸売市場等への周知を行う。

登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、併せて証明書の写しを添付する。

千葉県と佐倉市は、登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理に適合しないことが確認された場合や証明書の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し、登録を抹消する。

千葉県と佐倉市は、JA、直売所、卸売市場等に対し、佐倉市産原木しいたけの入荷の際には、生産者から提示された証明書をもとに、出荷可能であるかの確認を要請する。また、証明書の提示がない場合や登録された生産者で無いことが判明した場合は、佐倉市に報告するよう依頼する。

千葉県と佐倉市は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

ア 県栽培管理に基づく出荷前検査

1ロットごとに1検体の出荷前検査

イ 千葉県の定期的検査

出荷期間中に佐倉市内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに佐倉市産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、千葉県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、千葉県及び佐倉市が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって佐倉市から当該生産者へ証明書が発行された場合に、出荷できるものとする。

ア 県栽培管理に即した生産が確認できること。

イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(6) 関係者への周知

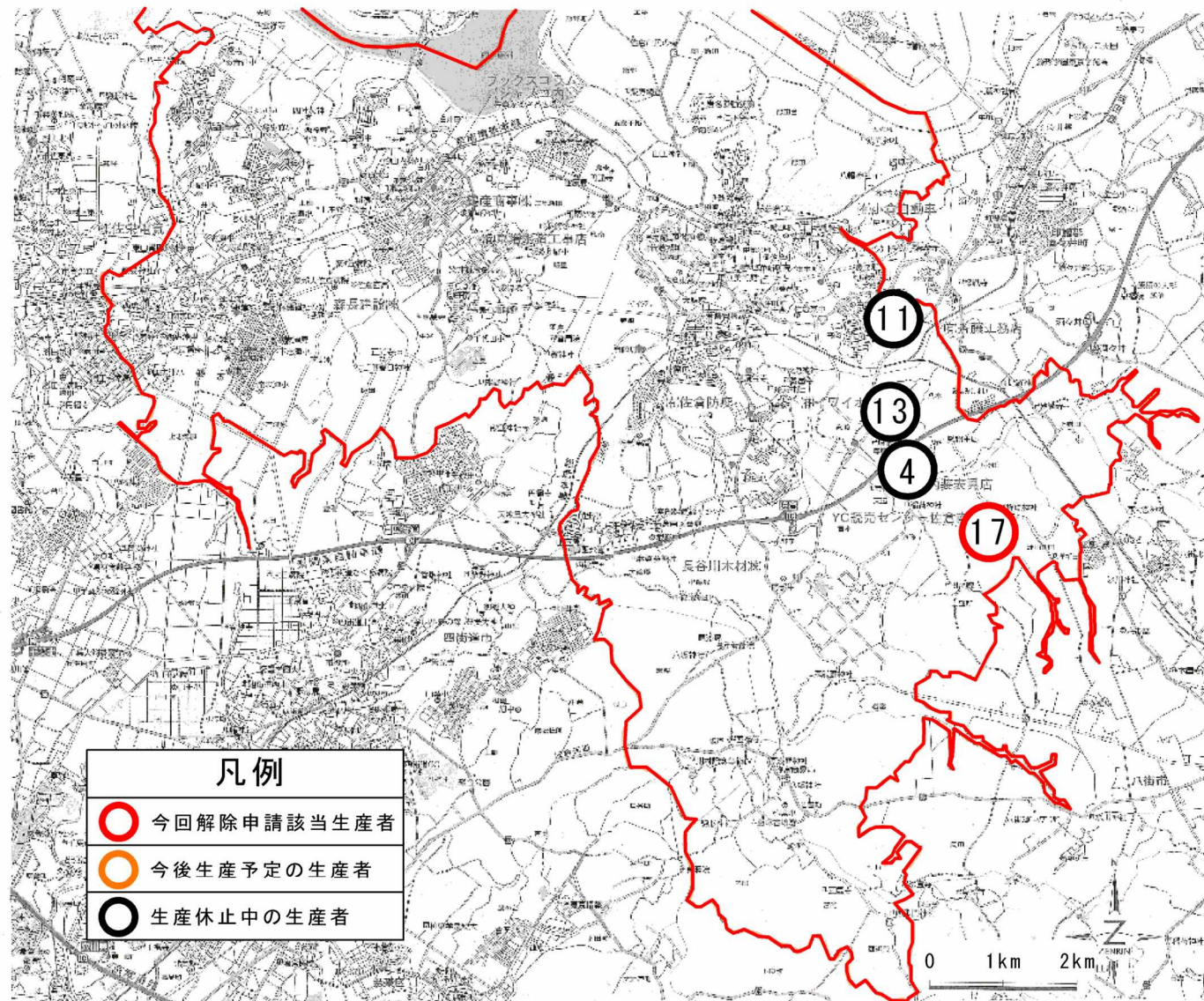
千葉県は佐倉市と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

千葉県佐倉市の原木しいたけ(露地栽培)検査結果

生産者番号	ほだ場所在地	ロット番号	きのこ		発生前ほだ木 (参考)
			結果判明日	Cs合計 (Bq/kg)	Cs合計 (Bq/kg)
17	佐倉市米戸	6	H26.1.21	22	
			H26.2.18	24	
			H26.2.18	18	
					35
					24
					21
検体数				3	3
平均値				21.3	26.7
最大値				24.0	35.0
標準偏差				3.06	7.37

注:ND(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

千葉県佐倉市 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図



別紙2

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された千葉県君津市において産出されたしいたけ（露地又は施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「千葉県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理」（以下、県栽培管理という）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

2 経過及び解除申請の理由

平成23年10月7日に、君津市産原木しいたけ（露地栽培）1検体を検査した結果、暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性セシウム（734Bq/kg）が検出されたため、同年10月11日に国から出荷制限が指示された。その後、平成24年12月13日に、君津市産原木しいたけ（施設栽培）2検体を検査した結果、1検体について、一般食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（110Bq/kg）が検出されたため、同年12月14日に国から出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、指標値を超過したほだ木を汚染度の低い原木に入れ替えるとともに、県栽培管理によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

君津市内の生産者3名（露地栽培：23名中1名、施設栽培：7名中2名）のほだ場について、県栽培管理に基づいた管理が確認できたことから、植菌年、伐採箇所、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、しいたけ発生前ほだ木及びしいたけの検査を実施した。

検査の結果、露地栽培のしいたけ（3検体）は平均値21Bq/kg、最大値22Bq/kg、施設栽培のしいたけ（12検体）は平均値18Bq/kg、最大値45Bq/kgで、すべて基準値を大幅に下回り、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 千葉県君津市における管理計画

(1) 県栽培管理の実施

ア 生産者の管理

千葉県は君津市と連携し、君津市内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新する。

イ 県栽培管理に即した生産の実施

千葉県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理により、君津市内で原木しいたけ生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

ウ 県栽培管理の概要（必須項目）

（ア）原木の検査

- a 指標値以下の原木を使用する。
- b 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置く。

（イ）低減対策の実施（a 又はbを実施する）

- a ほだ木はブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面に付けない。
- b ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。

（ウ）しいたけ発生前ほだ木の検査

指標値以下のほだ木を使用する。

（エ）しいたけの検査

一般食品の基準値以下であることを確認する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

（2）出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

千葉県と君津市は、出荷制限解除後の君津市産原木しいたけの出荷について、県栽培管理に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な君津市産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理に即した生産を確認できた君津市内の生産者に対し、君津市が証明書を発行するとともに、千葉県と君津市は、HP へ登録者氏名・住所を公表し、JA、直売所、卸売市場等への周知を行う。

登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、併せて証明書の写しを添付する。

千葉県と君津市は、登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理に適合しないことが確認された場合や証明書の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し、登録を抹消する。

千葉県と君津市は、JA、直売所、卸売市場等に対し、君津市産原木しいたけの入荷の際には、生産者から提示された証明書をもとに、出荷可能であるかの確認を要請する。また、証明書の提示がない場合や登録された生産者で無いことが判明した場合は、君津市に報告するよう依頼する。

千葉県と君津市は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

ア 県栽培管理に基づく出荷前検査

1ロットごとに1検体の出荷前検査

イ 千葉県の定期的検査

出荷期間中に君津市内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに君津市産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、千葉県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、千葉県及び君津市が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって君津市から当該生産者へ証明書が発行された場合に、出荷できるものとする。

ア 県栽培管理に即した生産が確認できること。

イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(6) 関係者への周知

千葉県は君津市と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

千葉県君津市の原木しいたけ(露地栽培)検査結果

生産者番号	ほだ場所在地	ロット番号	きのこ		発生前ほだ木 (参考)
			結果判明日	Cs合計 (Bq/kg)	Cs合計 (Bq/kg)
8	君津市平山	1	H26.2.13	22	
			H26.2.13	20	
			H26.3.6	22	
					11
					9
					10
検体数				3	3
平均値				21.3	10.0
最大値				22.0	11.0
標準偏差				1.15	1.00

注:ND(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

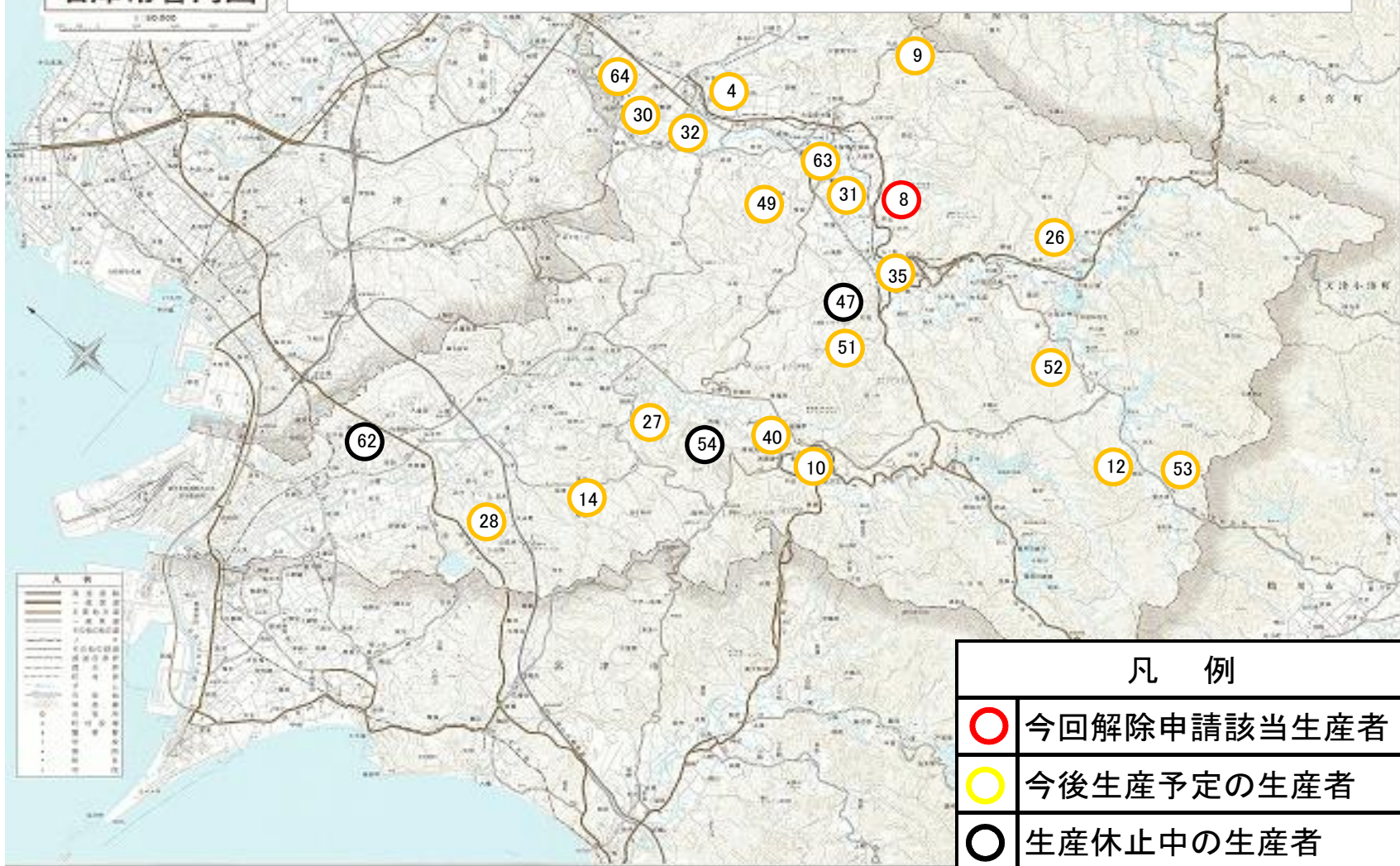
千葉県君津市の原木しいたけ(施設栽培)検査結果

生産者番号	ほだ場所在地	ロット番号	きのこ		発生前ほだ木 (参考)	
			結果判明日	Cs合計 (Bq/kg)	Cs合計 (Bq/kg)	
14	君津市草牛	8	H25.10.17	8.0		
			H25.11.14	9.9		
			H26.3.11	9.9		
						12
						6
						ND(<8.7)
		9	H25.10.10	7.7		
			H25.11.7	7.8		
			H25.11.7	8.4		
						10
						12
						7
52	君津市大中	2	H25.10.8	45		
			H25.11.14	33		
			H25.11.14	30		
					25	
					32	
					35	
		3	H25.10.8	21		
			H25.11.14	14		
			H25.11.14	17		
						18
					26	
					26	
検体数				12	12	
平均値				17.6	18.1	
最大値				45.0	35.0	
標準偏差				12.27	10.22	

注:ND(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

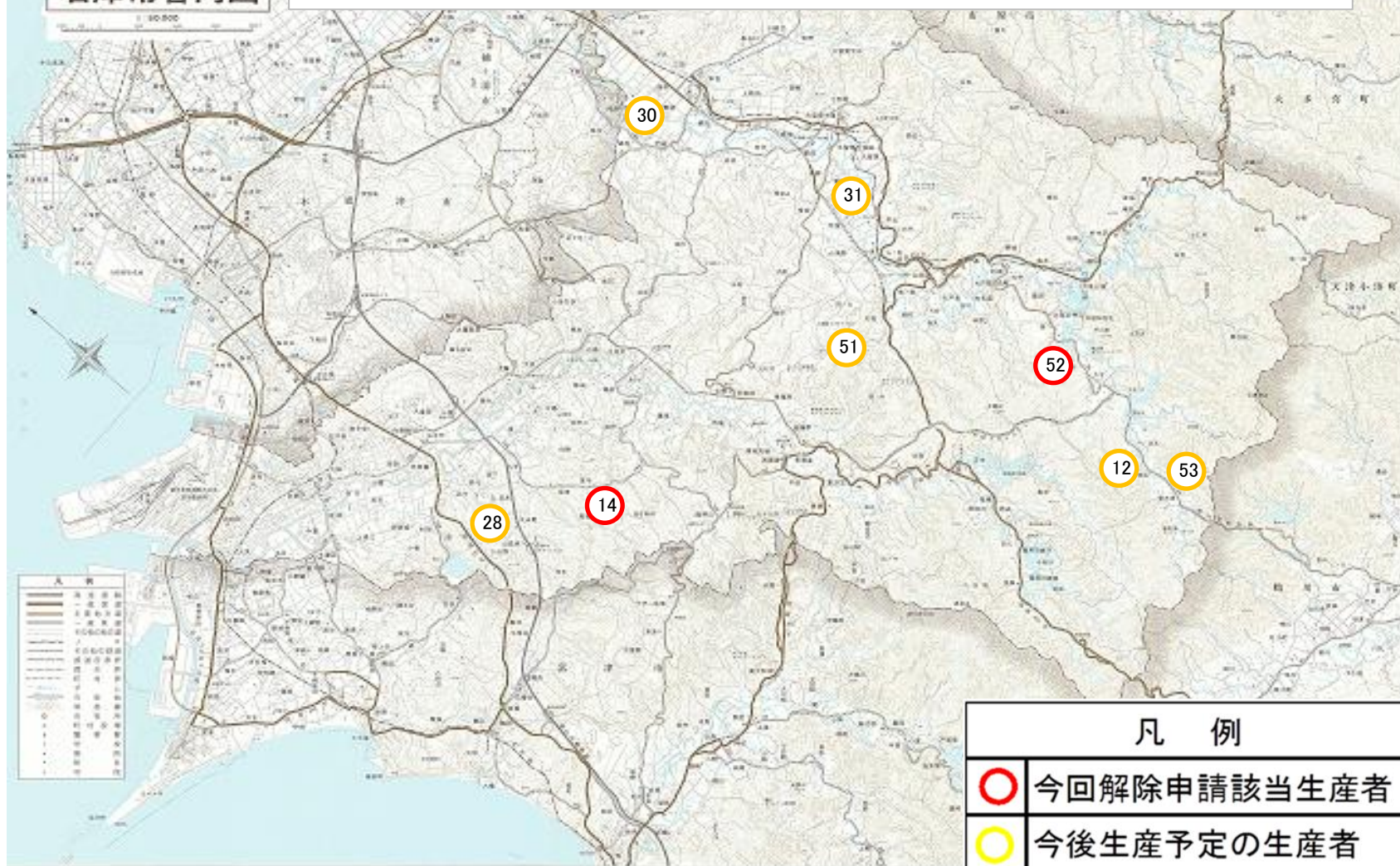
君津市管内図

千葉県君津市 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図



君津市管内図

千葉県君津市 原木しいたけ(施設栽培)生産者位置図



別紙3

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された千葉県富津市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「千葉県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理」（以下、県栽培管理という）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

2 経過及び解除申請の理由

平成24年11月13日に、富津市産原木しいたけ（施設栽培）1検体を検査した結果、一般食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（170Bq/kg）が検出されたため、施設栽培よりも放射性物質の影響を受けやすいと考えられる露地栽培についても、施設栽培と併せて同年11月14日に国から出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、指標値を超過したほだ木を汚染度の低い原木に入れ替えるとともに、県栽培管理によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

富津市内の露地栽培生産者2名（28名中2名）のほだ場について、県栽培管理に基づいた管理が確認できたことから、植菌年、伐採箇所、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したしいたけを1ロットとして、しいたけ発生前ほだ木及びしいたけの検査を実施した。

検査の結果、露地栽培のしいたけ（6検体）は平均値10Bq/kg、最大値12Bq/kgで、すべて基準値を大幅に下回り、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 千葉県富津市における管理計画

（1）県栽培管理の実施

ア 生産者の管理

千葉県は富津市と連携し、富津市内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新

する。

イ 県栽培管理に即した生産の実施

千葉県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理により、富津市内で原木しいたけ生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

ウ 県栽培管理の概要（必須項目）

（ア）原木の検査

- a 指標値以下の原木を使用する。
- b 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置く。

（イ）低減対策の実施（a 又はbを実施する）

- a ほだ木はブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面に付けない。
- b ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。

（ウ）しいたけ発生前ほだ木の検査

指標値以下のほだ木を使用する。

（エ）しいたけの検査

一般食品の基準値以下であることを確認する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

（2）出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

千葉県と富津市は、出荷制限解除後の富津市産原木しいたけの出荷について、県栽培管理に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な富津市産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による

出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理に即した生産を確認できた富津市内の生産者に対し、富津市が証明書を発行するとともに、千葉県と富津市は、HP へ登録者氏名・住所を公表し、JA、直売所、卸売市場等への周知を行う。

登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、併せて証明書の写しを添付する。

千葉県と富津市は、登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理に適合しないことが確認された場合や証明書の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し、登録を抹消する。

千葉県と富津市は、JA、直売所、卸売市場等に対し、富津市産原木しいたけの入荷の際には、生産者から提示された証明書をもとに、出荷可能であるかの確認を要請する。また、証明書の提示がない場合や登録された生産者で無いことが判明した場合は、富津市に報告するよう依頼する。

千葉県と富津市は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

ア 県栽培管理に基づく出荷前検査

1ロットごとに1検体の出荷前検査

イ 千葉県の定期的検査

出荷期間中に富津市内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

千葉県は、速やかに富津市産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、千葉県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、千葉県及び富津市が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって富津市から当該生産者へ証明書が発行された場合に、出荷できるものとする。

ア 県栽培管理に即した生産が確認できること。

イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(6) 関係者への周知

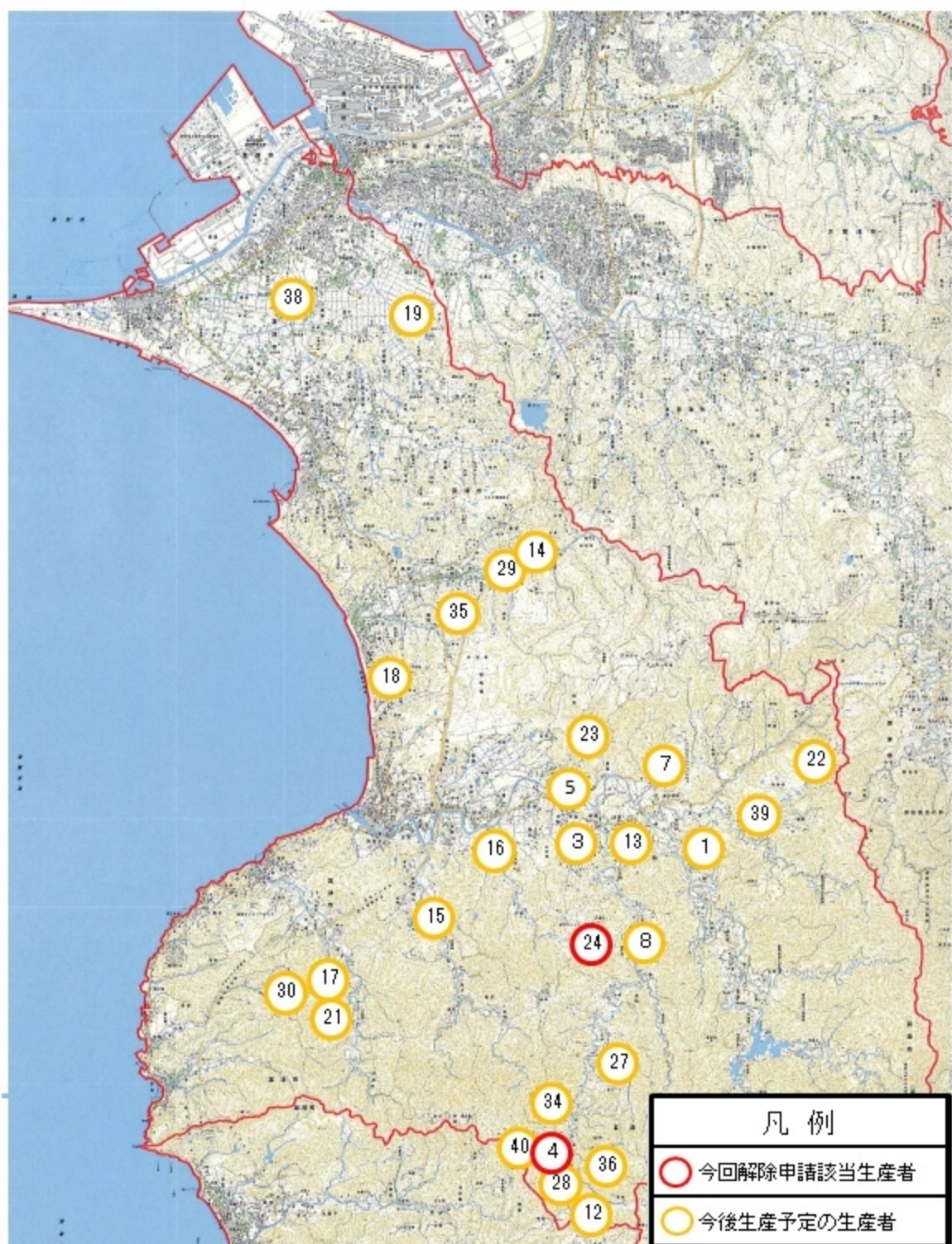
千葉県は富津市と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

千葉県富津市の原木しいたけ(露地栽培)検査結果

生産者番号	ほだ場所在地	ロット番号	きのこ		発生前ほだ木 (参考)
			結果判明日	Cs合計 (Bq/kg)	Cs合計 (Bq/kg)
4	富津市山中	3	H25.11.7	8.0	
			H25.11.7	9.4	
			H25.11.7	12	
					4
					11
					23
24	富津市志駒	2	H25.11.19	12	
			H25.11.19	10	
			H25.11.19	9.3	
					14
					5
					7
検体数				6	6
平均値				10.1	10.7
最大値				12.0	23.0
標準偏差				1.60	7.12

注:ND(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

千葉県富津市 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図



放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート

平成25年11月15日 千葉県森林課

氏名	
住所	
電話番号	

植菌年	平成	年
植菌日	月	日
原木の 伐採箇所	県 (市町村・大字)	
ロット番号		

原木本数	本	
ほだ場住所	市・町・村 (大字)	
ほだ木廃棄本数	本	平成 年 月 日
ほだ木廃棄本数	本	平成 年 月 日

栽培品目	市・町・村 産	露地 施設	きのこの種類
------	------------	----------	--------

※植菌年で通し番号を付番
産地、植菌年、ほだ場で区分する

- このチェックシートによる原木きのこの栽培管理は、出荷制限が指示された品目(下表を参照)を生産し、出荷・販売される方及び出荷自粛が要請された方については必ず取り組んでください。また、出荷制限・自粛要請解除後も引き続き取り組んでください。
なお、これ以外の方については、安全な原木きのこを供給するための手法として積極的に取り組んでください。
また、この栽培管理を実施するに当たって生じる費用についての損害賠償請求については、国から通知される損害賠償請求の基本的な考え方を参考にされた上、詳細については東京電力株式会社 福島原子力補償相談室へご相談ください。
 - チェックシートはロット毎に作成し、管理を分けた場合は新たにチェックシートを作ってください。
ロットは、次の項目が違えば別ロットとします。
①植菌年 ②原木の伐採箇所
③きのこ発生前の管理(露地・施設の別、ほだ場の別、平成23年3～5月の放射性セシウム濃度の高い雨にあたったかどうかの別など)
 - の取組事項は必ず実施してください。
その他の取組事項は必須ではありませんが、放射性物質を低減するため等に重要な取組事項なので、積極的に実施してください。
 - 生産者の皆さんは、チェックシートを基に栽培管理を行い、取組事項ごとに「管理した月日」と必要に応じて「コメント」を記載し、重要な取組事項の中で行わなかった取組事項の「管理した月日」欄には斜線を引いてください。
 - このチェックシートは、このチェックシートで管理したほだ木の使用が終了し、発生したきのこ(生・乾)の在庫が無くなってから1年間は保管してください。
- ※ このチェックシートは、放射性物質低減のための栽培管理を示したものです。この管理を行うことにより、きのこの放射性セシウム濃度をより低減させることが期待できます。
なお、国のガイドラインの変更や試験研究データの蓄積等により、取組事項を見直すことがありますので了承ください。

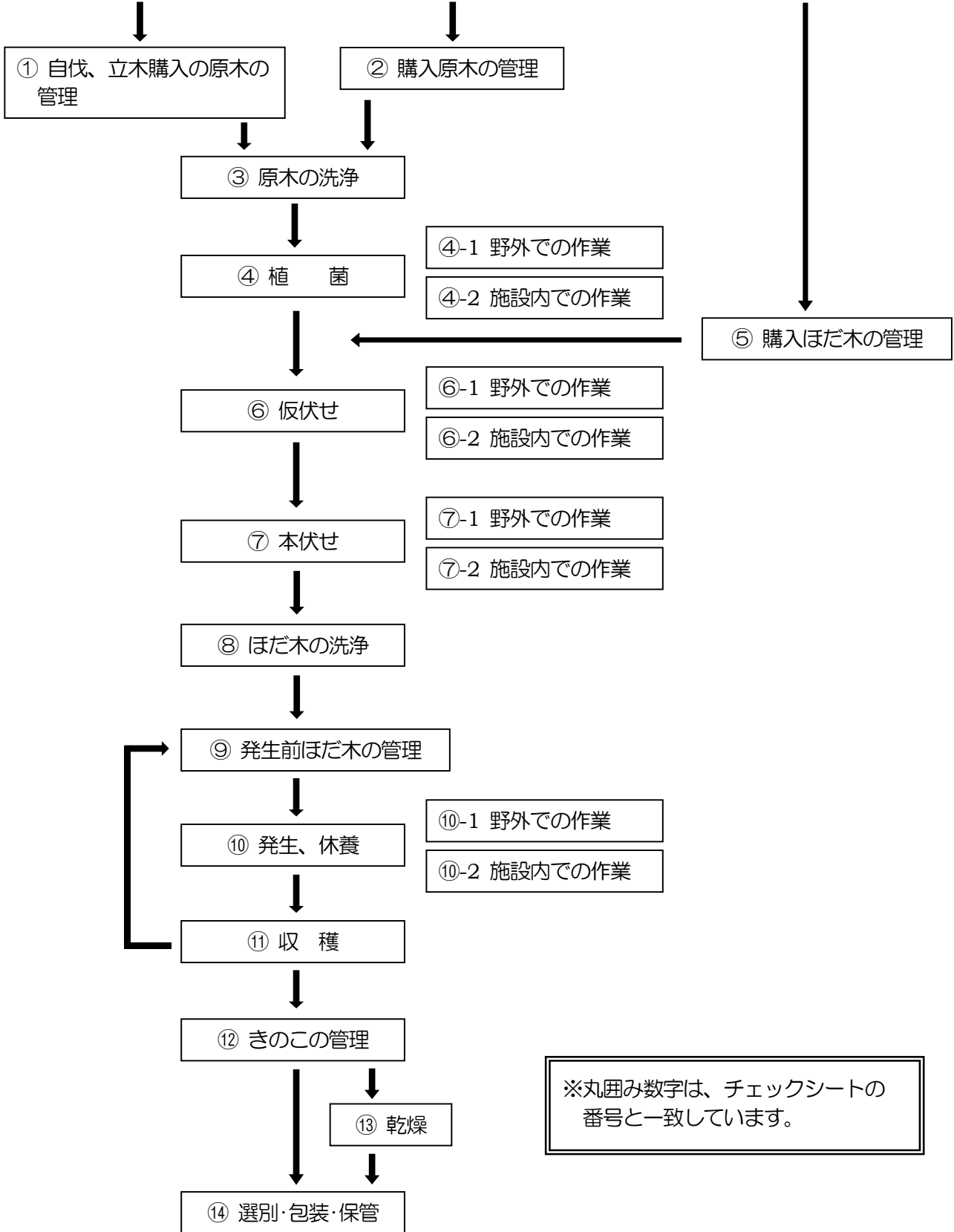
出荷制限指示 (平成25年11月15日現在)	原木露地しいたけ:我孫子市、君津市、流山市、佐倉市、印西市、白井市、千葉市、八千代市、山武市、富津市 で産出されたもの 原木施設しいたけ:山武市、富津市、君津市 で産出されたもの
---------------------------	--

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理フローチャート

自伐、立木購入の生産者の方

購入原木の生産者の方

購入ほだ木の生産者の方



※丸囲み数字は、チェックシートの番号と一致しています。

必ず実施していただく取組事項

番号	工程	区分	取組事項	管理した月日	コメント	
①	自伐、立木購入の原木の管理	購入時の確認、取扱	指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用する		Bq/kg(平成__年__月__日検査)	
			粉塵、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置く			
			カシノナガキクイムシ侵入の痕跡*1が無いか確認し、疑いのある場合は林業事務所へ相談する			
②	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	指標値(50Bq/kg)以下の原木を使用する		Bq/kg(平成__年__月__日検査)	
			粉塵、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置く			
			カシノナガキクイムシ侵入の痕跡*1が無いか確認し、疑いのある場合は林業事務所へ相談する			
③	原木の洗浄	原木の放射性物質量の低減	流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を除染する			
			洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する			
④-1	植菌	野外	空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う		空間線量率 μ Sv/h
			放射性物質の低減	原木、ほだ木はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面につけない		
				種菌は室内に保管する		
				植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行う		
			使用器材はシートなどの上に置き、直接地面と接触させない			
④-2	植菌	施設内	空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う		空間線量率 μ Sv/h
			環境整備	表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く		
				施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する		
				既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う		
				ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする		
			施設(ハウス)内専用の履き物を用意する			

*1 直径2mm弱のほぼ円形の孔が空いていて孔から木屑や糞の混合物が出ている場合は、カシノナガキクイムシ侵入の疑いがあります。

必ず実施していただく取組事項

番号	工程		区分	取組事項	管理した月日	コメント
④-2	植菌	施設内	放射性物質量の低減	原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する		
				ハウス内の清掃、洗浄を行う		
				種菌は室内に保管する		
				原木・ほだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけない		
⑤	購入ほだ木の管理		購入時の確認、取扱	指標値(50Bq/kg)以下のほだ木を使用する		Bq/kg(平成__年__月__日検査)
				粉塵、土、腐植層などが付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置く		
				カシノナガキクイムシ侵入の痕跡*が無いか確認し、疑いのある場合は林業事務所へ相談する		
⑥-1	仮伏せ	野外	空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う		空間線量率 μ Sv/h
			環境整備	下層植生、落葉等腐植層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く		
				スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する		
			放射性物質量の低減	直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆う		
				ほだ木はブロックや枕木など遮へい台(シートは含まない)の上に置き、直接地面につけない ※1		※1と※2はどちらかを必ず行うこと
				ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く ※2		※1と※2はどちらかを必ず行うこと
				散水する水は水道水、放射性物質の値を確認した井戸水を使用する		Bq/kg(平成__年__月__日検査)
			山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する		Bq/kg(平成__年__月__日検査)	
			貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する			
			空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する			

*1 直径2mm弱のほぼ円形の孔が空いていて孔から木屑や糞の混合物が出ている場合は、カシノナガキクイムシ侵入の疑いがあります。

必ず実施していただく取組事項

番号	工程	区分	取組事項	管理した月日	コメント	
⑥-2	仮伏せ	施設内	空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う		空間線量率 _____ μ Sv/h
			環境整備	表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く		
				施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する		
				既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う		
				ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする		
		放射性物質量の低減	施設(ハウス)内専用の履き物を用意する			
			原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する			
			換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。			
			ほだ木はブロックや枕木など遮へい台(シートは含まない)の上に置き、直接地面につけない			
			ハウス内の清掃、洗浄を行う			
			散水する水は水道水、放射性物質の値を確認した井戸水を使用する		Bq/kg(平成 年 月 日検査)	
			ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する			
⑦-1	本伏せ	野外	空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う	① _____	空間線量率 _____ μ Sv/h
					② _____	空間線量率 _____ μ Sv/h
					③ _____	空間線量率 _____ μ Sv/h
		環境整備	下層植生、落葉等腐植層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く	① _____		
				② _____		
				③ _____		
			スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する	① _____		
				② _____		
				③ _____		
既存人工ほだ場*2は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う	① _____					
	② _____					
	③ _____					

*2人工ほだ場とは、「野外に人工的に日陰を作ったほだ場で、降雨がほだ木に当たるもの」とする。

①②③は1年目、2年目、3年目の記入欄

必ず実施していただく取組事項

番号	工程	区分	取組事項	管理した月日	コメント	
⑦-1	本伏せ	野外	放射性物質量の低減	直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う	①	
					②	
					③	
				ほだ木はブロックや枕木など遮へい台(シートは含まない)の上に置き、直接地面につけない ※1	①	※1と※2はどちらかを必ず行うこと
					②	
					③	
				ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く ※2	①	※1と※2はどちらかを必ず行うこと
					②	
					③	
				散水する水は水道水、放射性物質の値を確認した井戸水を使用する	①	_____ Bq/kg(平成____年____月____日検査)
					②	_____ Bq/kg(平成____年____月____日検査)
					③	_____ Bq/kg(平成____年____月____日検査)
		①	_____ Bq/kg(平成____年____月____日検査)			
		②	_____ Bq/kg(平成____年____月____日検査)			
		③	_____ Bq/kg(平成____年____月____日検査)			
		①				
		②				
		③				
		①				
		②				
		③				
⑦-2	本伏せ	施設内	空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う	①	空間線量率 _____ μ Sv/h
					②	空間線量率 _____ μ Sv/h
					③	空間線量率 _____ μ Sv/h
		環境整備	表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く	①		
				②		
				③		
施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する		①				
		②				
		③				

①②③は1年目、2年目、3年目の記入欄

必ず実施していただく取組事項

番号	工程	区分	取組事項	管理した月日	コメント		
⑦-2	本伏せ	施設内	環境整備	既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う	①		
					②		
					③		
					ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする	①	
						②	
						③	
					施設(ハウス)内専用の履き物を用意する	①	
						②	
						③	
			放射性物質量の低減	原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する	①		
				②			
				③			
				換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。	①		
					②		
					③		
		ほだ木はブロックや枕木など遮へい台(シートは含まない)の上に置き、直接地面につけない	①				
			②				
			③				
		ハウス内の清掃、洗浄を行う	①				
			②				
			③				
		散水する水は水道水、放射性物質の値を確認した井戸水を使用する	①	___ Bq/kg(平成___年___月___日検査)			
			②	___ Bq/kg(平成___年___月___日検査)			
			③	___ Bq/kg(平成___年___月___日検査)			
		ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する	①				
			②				
			③				
		原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用する	①				
			②				
			③				

①②③は1年目、2年目、3年目の記入欄

必ず実施していただく取組事項

番号	工程	区分	取組事項	管理した月日	コメント	
⑧	ほだ木の洗浄	ほだ木の放射性物質量の低減	浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等によりほだ木を洗浄する	①		
				②		
				③		
			洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する	①		
				②		
				③		
⑨	発生前ほだ木の管理	ほだ木の放射性物質検査	指標値(50Bq/kg)以下のほだ木を使用する	①	Bq/kg(平成__年__月__日検査)	
				②	Bq/kg(平成__年__月__日検査)	
				③	Bq/kg(平成__年__月__日検査)	
⑩-1	発生、休養	野外	空間線量率の測定	①	空間線量率 μ Sv/h	
				②	空間線量率 μ Sv/h	
				③	空間線量率 μ Sv/h	
		環境整備	①	下層植生、落葉等腐植層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く		
			②			
			③			
		環境整備	①	スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する		
			②			
			③			
		環境整備	①	既存人工ほだ場*2は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う		
			②			
			③			
		放射線物質量の低減	放射線物質量の低減	放射線物質量の低減	①	直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆う
					②	
					③	
①	ほだ木をブロックや枕木など遮へい台(シートは含まない)の上に置き、直接地面につけない ※1					
②						
③						
①	ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く ※2					
②						
③						
放射線物質量の低減	放射線物質量の低減	放射線物質量の低減	①	浸水、散水する水は水道水、放射性物質の値を確認した井戸水を使用する		
			②	Bq/kg(平成__年__月__日検査)		
			③	Bq/kg(平成__年__月__日検査)		

*2人工ほだ場とは、「野外に人工的に日陰を作ったほだ場で、降雨がほだ木に当たるもの」とする。

①②③は1年目、2年目、3年目の記入欄

番号	工程		区分	取組事項	管理した月日	コメント		
⑩-1	発生、休養	野外	放射性物質量の低減	山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する	①	Bq/kg(平成__年__月__日検査)		
					②	Bq/kg(平成__年__月__日検査)		
					③	Bq/kg(平成__年__月__日検査)		
				浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する	①			
				②				
				③				
			空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する	①				
				②				
				③				
			原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用する	①				
				②				
				③				
⑩-2	発生、休養	施設内	空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う	①	空間線量率 _____ μ Sv/h		
					②	空間線量率 _____ μ Sv/h		
					③	空間線量率 _____ μ Sv/h		
				施設内	環境整備	表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く	①	
						②		
						③		
						施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する	①	
							②	
							③	
						既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う	①	
							②	
							③	
		ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする	①					
			②					
			③					
		施設(ハウス)内専用の履き物を用意する	①					
			②					
			③					

①②③は1年目、2年目、3年目の記入欄

必ず実施していただく取組事項

番号	工程	区分	取組事項	管理した月日	コメント	
⑩-2	発生、休養	施設内	放射性物質量の低減	原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄する	①	
					②	
					③	
				換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。	①	
					②	
					③	
				ほだ木はブロックや枕木など遮へい台(シートは含まない)の上に置き、直接地面につけない	①	
					②	
	③					
			ハウス内の清掃、洗浄を行う	①		
				②		
				③		
			浸水、散水する水は水道水、放射性物質の値を確認した井戸水を使用する	①		
				②		
				③		
			ハウス外の浸水槽、貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。浸水槽、貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する	①		
				②		
				③		
			原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、鹿沼土などを使用する	①		
				②		
				③		
			暖房の燃料に廃ほだ木等を使用する場合は、薪の指標値(40Bq/kg)以下であることを確認する	①		
				②		
				③		

①②③は1年目、2年目、3年目の記入欄

必ず実施していただく取組事項

番号	工程	区分	取組事項	実施の有無 管理した月日	コメント
⑪	収穫	放射性物質量の低減	収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管する	有・無	
⑫	きのこの管理	きのこの放射性物質検査	食品の基準値以下であることを確認する	①	Bq/kg(平成__年__月__日検査)
				②	Bq/kg(平成__年__月__日検査)
				③	Bq/kg(平成__年__月__日検査)
⑬	乾燥	環境整備	既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う	有・無	
			ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする	有・無	
			施設(ハウス)内専用の履き物を用意する	有・無	
		放射性物質量の低減	乾燥は室内で行い、天日乾燥しない	有・無	
			乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する	有・無	
⑭	選別・包装・保管	環境整備	既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う	有・無	
			ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にする	有・無	
			施設(ハウス)内専用の履き物を用意する	有・無	
		放射性物質量の低減	選別・包装は室内で行う	有・無	
			包装資材は室内で保管する	有・無	
			使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する	有・無	

①②③は1年目、2年目、3年目の記入欄

※「収穫」、「乾燥」、「選別・包装・保管」の工程については、実施の有無を○で囲んでください。

番号	工程	区分	取組事項	実施の有無	コメント
	共通	ロット管理	ほだ木のロット管理を徹底する	有・無	
		ほだ場等の把握	ほだ場や施設の配置図(様式任意)を作成し管理する	有・無	
		体内への放射性物質の取込防止	帽子、マスク、手袋、長靴を着用する	有・無	
			手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄する	有・無	
		使用機械等の放射性物質量の低減	使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する	有・無	
		放射性物質汚染物の処分	産業廃棄物(廃プラスチック類)は、法に照らして適切に処分する。	有・無	
			指標値を超えたほだ木(一般廃棄物)は、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、廃棄、現場処理、適正保管のいずれかの方法で適切に処分する。	有・無	
			その他の汚染物は、処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなどを被せる	有・無	
トレーサビリティ対応	このチェックシートで管理したほだ木の使用が終了し、発生したきのこ(生・乾)の在庫が無くなってから1年間は保存する	有・無			

※「共通」の工程については、実施の有無を○で囲んでください。

この栽培管理チェックシートの内容に関するお問合せ先

林業事務所名	担当市町村	電話番号
北部林業事務所	香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	0475-82-3121
北部林業事務所印旛支所	千葉市、習志野市、八千代市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	043-483-1130
中部林業事務所	市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	0439-55-4970
南部林業事務所	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	04-7092-1318
千葉県農林水産部森林課 林業振興室		043-223-2966

損害賠償請求に関するお問合せ先

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室(コールセンター) 【受付時間 9:00～21:00】	0120-926-404
---	--------------

※「原木きのこの栽培管理に関する補償を受けたい」とおっしゃって、御相談ください。